

AirPoi 利用規約

株式会社テクノル

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

- 1 株式会社テクノル（以下、「当社」といいます。）は、当社が提供する「AirPoi」（以下、「本サービス」といいます。）の提供条件を、本利用規約（別紙1および条件書を含む。以下、「利用規約」といいます。）として定め、本サービスは、当社と契約者間の合意に基づき、以下の利用規約に従って提供されます。
- 2 本サービスは、株式会社バッファローのWi-Fiアクセスポイント装置（以下「AP」といいます。）を当社が契約者へ貸与し、LANと接続することで単一のWi-Fi環境を提供します。これには、機器の保守および技術サポート、定期的なファームウェアのアップデートが含まれます。
- 3 当社との間で本サービスに係る利用契約を締結したお客様（以下、「契約者」といいます。）は、本利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。
- 4 当社は、契約者との協議に基づき、必要に応じて特約を定めることができます。この場合、契約者は本利用規約に加えて、特約の規定も遵守するものとします。ただし、本利用規約と特約の内容に相違がある場合、特約の規定が優先して適用されるものとします。
- 5 APの利用条件および制限は、株式会社バッファローの規約を遵守し、それに反しない範囲で本サービスが提供されます。

第2条 (利用規約の変更)

- 1 当社は、本利用規約を変更することがあります。契約者に不利益な変更を行う場合は、原則として3ヶ月前までに通知します。
- 2 利用規約の変更の際し、当社は、第5条（契約者への通知）に定める方法で契約者に通知します。

第3条 (本サービスの種類・提供地域・サービス提供責任)

- 1 本サービスの提供条件、種類、および品目等は、別紙1に定めます。
- 2 本サービスは、青森県内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。
- 3 当社は、本サービスが利用規約に定める動作条件に従い、継続的かつ安定して提供されるよう努めます。また、アクセスポイントおよび関連機器の設定情報や通信環境の維持に最大限の注意を払います。ただし、機器の故障や通信障害、第三者による不正アクセス等を完全に防止することを保証するものではありません。

第4条 (用語の定義)

本サービス規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約。
契約者	当社と本契約を締結している者。

利用契約成立日	共通規約第7条（利用契約の申込および承諾）第4項に基づき、当社が契約者の申し込みに対して「サービス開始通知書」を発行した日。
利用開始日	個々のサービスごとに定める利用開始日を指し、当社が「サービス開始通知書」において明記した日付を意味します。
Wi-Fiアクセスポイント装置	モバイル端末を相互に接続し、他のネットワーク（有線LAN等）に接続する無線装置を指します。
LAN給電装置	LANケーブルを介し、APに対して電源を給電する装置。

第5条（契約者への通知）

- 1 当社から契約者への通知は、電子メール、書面、または当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法で行います。
- 2 電子メールまたはホームページへの掲載による通知については、通知内容が契約者の機器に表示可能となった時点で、契約者に到達したものとみなします。

第6条（本サービスの変更・終了）

- 1 当社は、本サービスの一部または全部を変更または終了することがあります。この場合、原則として3か月前までに契約者に通知します。
- 2 本サービスの変更または終了に伴い、契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第2章 利用契約

第7条（利用契約の申込及び承諾）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下、「申込者」といいます。）は、当社所定の手続きに従い、利用契約の申込みを行うものとします。
- 2 本サービスの契約単位は、別紙1に定めるサービス種類および品目に基づき、設置住所ごとに1つの利用契約を締結します。ここでいう「設置住所」とは、アクセスポイント（以下「AP」といいます。）を設置し、サービスを提供する具体的な場所を指します。
- 3 当社は、前項の利用契約の申込みについて、申込内容を確認するため、必要に応じて申込者に補足資料の提出を求めることがあります。
- 4 当社が利用契約の申込みを承諾する場合、契約内容および利用開始日等を記載した「サービス開始通知書」を申込者に通知します。
- 5 利用契約は、当社が前項の「サービス開始通知書」を発行した日（以下、「利用契約成立日」といいます。）に成立します。
- 6 当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みにおいて虚偽の事項が判明したとき。
 - (2) 申込者の手形や小切手が不渡りとなったとき、または公租公課の滞納がある場合、もしくは支払い停止、仮差押え、破産などが発生し、債務の履行が困難と認められるとき。
 - (3) 申込者が未成年者等で、法定代理人の同意を得ていない場合。
 - (4) 過去に当社から契約解除された履歴がある場合、または当社の他のサービスに未払金がある場合。
 - (5) 設置場所の設備状況や技術的理由からサービスの提供が困難と当社が判断した場合。
 - (6) 申込者が当社のサービス内容を調査する目的で契約を行おうとしていると判明した場合。
 - (7) 申込みが虚偽に基づいて行われた疑いがあると当社が合理的に判断した場合。
 - (8) その他、当社が不適当と判断した場合。

第8条（利用契約の期間・自動更新）

- 1 本サービスの契約期間は、利用契約成立日から12ヶ月間とします。ただし、特約により異なる契約期間が定められる場合は、その規定を優先します。
- 2 契約期間満了の1ヶ月前までに書面による解約の申し入れが当社に到達しない場合、自動

更新されます。

第9条（最低利用期間）

- 1 本サービスの最低利用期間は、利用契約成立日から12ヶ月間とします。ただし、特約により異なる場合は、その規定を優先して適用します。
- 2 契約者が最低利用期間内に契約を解約する場合、残余期間の利用料に相当する額を違約金として一括で支払うものとします。ただし、第14条（契約者による解約）に基づき、当社が本サービスを終了した場合は、この限りではありません。
- 3 最低利用期間があるサービスにおいて、契約内容の変更によりAPの数量を追加した場合、追加分には新たな最低利用期間が適用されます。
- 4 APの数量を減少した場合、未経過分に対して第2項の違約金が適用されます。また、減少するAPの撤去が必要な場合、撤去費用は契約者の負担とします。
- 5 APが高所や特殊な場所に設置されており、取り外しが困難で返却が難しい場合、契約者は当社と協議の上、撤去費用および機器管理加算金の金額を合意し、契約者が負担するものとします。
 - (1) 契約者が機器の撤去を希望しない場合、当社は機器の返却義務を免除できます。この場合、契約者は自己の費用と責任で管理し、当社に対して一切の損害賠償請求を行わないものとします。
 - (2) 管理加算金の支払いは、一括または分割で行うことができます。

第10条（利用契約の変更）

- 1 契約者が利用契約の内容を変更したい場合は、当社が定める所定の方法に従い、変更を申込むものとします。
- 2 前項に基づく利用契約の内容の変更については、第7条（利用契約の申込及び承諾）の規定を準用します。

第11条（契約者の名称・所在地等の変更、利用契約に関連する事項の変更）

- 1 契約者は、氏名または法人名、住所または所在地、法人の場合は代表者の変更があった場合、変更後1ヶ月以内に当社所定の変更届を提出するものとします。
- 2 前項に加え、契約者が利用契約の申込みやサービス利用にあたって当社に通知した内容を変更する場合、変更事項と変更予定日を記入した当社所定の変更届を事前に当社に提出するものとします。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、当社の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡、担保の目的に供する、または承継させてはならないものとします。

第13条（契約者の地位の承継）

- 1 契約者たる地位の承継は、以下のいずれかに該当し、かつ当社が承諾した場合に限り行うことができます。承継後、契約者の地位を引き継いだ者は、承継日から1ヶ月以内に所定の手続きで当社に必要事項を申し出るものとします。
 - (1) 相続または法人の合併等により、契約者の同一性および継続性が認められる場合。
 - (2) 自然人から法人（当該自然人が代表者である法人）への承継。
 - (3) その他、前各号に準じる場合。
- 2 前項の所定の手続きについては、第7条（利用契約の申込及び承諾）の規定を準用します。この場合、「申込み」は「申し出」、「申込者」は「契約者の地位を承継した者」と読み替えます。

第14条（契約者による利用契約の解約）

- 1 契約者が本サービスの利用を終了するために利用契約を解約しようとする場合、解約希望日の1ヶ月前までに、当社所定の書式でその旨を通知するものとします。
- 2 解約時に最低利用期間を経過していないサービスがある場合は、第9条（最低利用期間）の規定に従います。
- 3 契約期間中に生じた契約者の債務は、解約後も債務が履行されるまで存続します。
- 4 第6条（本サービスの変更・終了）第1項に基づき、本サービスの一部または全部の提供が終了する場合、終了対象のサービスに係る利用契約は、当該サービス終了日に解約されたものとします。

第15条（当社による利用契約の解除）

- 1 当社は、以下のいずれかの事由がある場合、契約者への催告なしに利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 第25条（提供停止）第1項に基づき、当社が本サービスの提供を停止した後、14日以内に契約者が停止の原因を解消しない場合。
 - (2) 第7条（利用契約の申込及び承諾）第6項各号（ただし、第5号を除く）に該当することが判明した場合。
 - (3) 第21条（禁止行為）に定める禁止事項に該当する行為があったことが判明した場合。
 - (4) 第38条（反社会的勢力の排除）に該当することが判明した場合。
 - (5) その他、本規約に違反する行為があった場合。
- 2 前項に基づき利用契約が解除された場合、契約者は、利用契約に基づくすべての債務の期限の利益を失い、直ちに当社に対する債務を弁済するものとします。

第3章 契約者の義務

第16条（契約者の協力義務）

- 1 契約者は、本利用規約および当社が提供する説明資料に従い、本サービスを適切に利用するものとします。
- 2 契約者は、本サービス利用に際して当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つ責任を負います。
- 3 当社は、サービス品質の向上やシステム障害時の原因究明を目的として、契約者に必要な情報の提供を求めることができ、契約者はこれに協力するものとします。

第17条（契約者データの取扱い及び機密保持）

- 1 契約者は、アクセスポイントの設定情報や通信ログなど、本サービスに関連して取得・保存される情報を自己の責任で管理するものとします。
- 2 契約者は、設定情報などのデータに備え、重要な情報のバックアップを別の場所や方法で保有する責任を負います。
- 3 当社は、必要な場合、アクセスポイントの稼働状況や通信ログの確認を行いますが、契約者の許可なくその内容を開示することはありません。
- 4 利用契約が終了する際、契約者は、終了時点までに設定情報や保存データを削除するものとします。
- 5 契約終了後もデータが残存していた場合、当社はそれを削除することができ、その結果、契約者に損害が生じても当社は一切の責任を負いません。
- 6 当社は、アクセスポイントの設定情報や通信ログなどのデータを検閲・確認・第三者への開示を行いませんが、以下の場合はこの限りではありません。
 - (1) 契約者または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合。
 - (2) 行政機関または司法機関から法令に基づく適法な開示請求があった場合。
 - (3) 契約者の行為が規約第25条（提供停止）に該当する場合。

第18条（利用責任者）

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたって利用責任者を選任し、当社との連絡および協議の対応を行うとともに、本サービスの適切な利用を図るものとします。
- 2 契約者は、当社との連絡体制を整えるため、利用責任者の連絡先住所、電話番号および電子メールアドレス等を当社に届け出るものとします。
- 3 利用責任者やその連絡先の変更が生じた場合、契約者は事前に当社に通知するものとします。
- 4 契約者は、当社からの電子メールが確実に到達するよう対応し、遅滞なく応答できる体制を整えるものとします。
- 5 当社は、契約者からの通知がないまま連絡が取れないことにより発生する損害について、一切の責任を負いません。

第19条（障害時連絡先の特定）

- 1 契約者は、当社が障害発生時に連絡するための障害時連絡先を当社に通知するものとします。
- 2 障害時連絡先の変更が生じた場合、契約者は速やかに変更後の連絡先を当社に届け出るも

のとします。

第20 条 (利用情報および認証情報の管理)

- 1 当社は、本サービス提供において、アクセスポイントの設定や管理に必要なIDおよびパスワード（以下、「認証情報」といいます。）を発行します。
- 2 契約者は、当社から提供される認証情報を厳重に管理し、不正使用によって当社または第三者に損害を与えることがないように、十分な注意を払うものとします。
- 3 認証情報が第三者に不正使用されていることが判明した場合、契約者は直ちに当社に連絡するものとします。
- 4 当社は、認証情報の漏洩または不正使用によって発生した損害について、当社に故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。
- 5 当社は、認証情報の漏洩が原因で不正使用が確認された場合、強制的にパスワードを変更することがあり、変更後、契約者にその旨を通知します。
- 6 第5項にかかわらず、認証情報の盗用、不正使用等によって第三者が不正にサービスを利用した場合、当社の責めに帰すべき明白な事由がない限り、その不正使用による損害について当社は一切責任を負いません。

第21 条 (禁止行為)

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令違反またはそのおそれがある行為。
 - (2) 他者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為。
 - (3) 当社または第三者への誹謗中傷、名誉や信用の毀損、またはそのおそれのある行為。
 - (4) 不正な手段による情報の収集や個人情報の不正取得。
 - (5) 本人の同意なく個人情報を開示、提供する行為。
 - (6) 著作権その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (7) 犯罪行為やその助長、またはそのおそれがある行為。
 - (8) 無限連鎖講（ねずみ講）やそれに類する行為。
 - (9) 違法な賭博・ギャンブルの勧誘、参加、またはその助長。
 - (10) 児童保護法に違反する行為（わいせつ、児童ポルノなどの発信・保存）。
 - (11) 不正アクセスや当社および第三者の設備への攻撃行為。
 - (12) 迷惑メールの送信や他者の嫌悪感を引き起こす行為。
 - (13) 有害なプログラム（ウイルス等）の配信または提供する行為。
 - (14) 公序良俗に反する行為、または他人の法的利益を侵害する行為。
- 2 前項の禁止行為には、当該行為を行うサイトへのリンクを貼るなど、同等の結果をもたらす行為も含まれます。
- 3 当社は、禁止行為が発見された場合、利用規約第25条（提供停止）に基づき、サービスの停止を含む適切な措置を講じることができます。
- 4 契約者の禁止行為により当社が損害を被った場合、当社はその費用を契約者に請求することができます。

第22 条 (契約者の責任と負担)

- 1 契約者が本サービスの利用に関連して他者に損害を与えた場合や、他者との紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決し、当社に損害を与えないものとします。
- 2 契約者が本サービスの利用により第三者に損害を与え、当社がその結果損害を被った場合、契約者は当社に対し、その損害を賠償するものとします。
- 3 本サービスに関連して、契約者が当社に対し損害を与えた場合、契約者は当社に対して、一切の損害（直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含むが、これに限らない。）を賠償しなければならない。

第 4 章 サービスの一時停止及び提供停止等

第23 条 (非常事態時の利用の制限)

- 1 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあるとき、災害の予防や救援、通信および電力供給の確保、または秩序維持など公共の利益のため、緊急の通信を優先する必要がある場合、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2 上記の利用制限により、契約者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。

ん。

第24条（サービスの一時停止）

- 1 当社は、以下の場合に、本サービスの一部または全部を一時停止することがあります。
 - (1) 当社の設備の保守または工事が必要な場合。
 - (2) 当社または他の通信事業者の設備障害の発生、またはその防止のため必要な場合。
 - (3) 不正アクセスやクラッキング等が発生した、またはその疑いがある場合。
 - (4) 非常事態に基づき、本サービスの利用制限が行われる場合。
 - (5) その他、当社が本サービスの運用を一時停止することが適切と判断した場合。
- 2 本サービスの一時停止を行う場合、当社は事前に契約者に通知します。ただし、緊急の場合は事前通知を省略することがあります。
- 3 本条に基づくサービスの一時停止によって発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。

第25条（提供停止）

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) 契約者が利用契約上の債務を履行しない場合。
 - (2) 第3章（契約者の義務）の規定に違反した場合。
 - (3) 禁止事項に違反した、またはそのおそれがある場合。
 - (4) 契約者の利用が、当社または第三者の設備に過大な負荷を与え、または重大な支障をきたす場合。
 - (5) 当社は、提供停止の際、緊急の場合を除き、停止の1週間前までに契約者に通知します。
 - (6) 金融機関等により契約者の口座が使用不可となった場合。
 - (7) 当社の他のサービスにおいて料金滞納がある場合、または契約が解除された場合。
 - (8) その他、当社が不適切と判断した場合。
- 2 当社は、上記の規定に基づき、本サービスの全部または一部を提供停止し、必要な措置を取ることができます。
- 3 サービス提供停止の際、事前に通知しますが、緊急の場合はこの限りではありません。
- 4 本サービスの提供停止に伴う利用料金等の支払義務は、第29条（提供停止の場合の利用料金等の支払義務）の規定に従います。
- 5 本条に基づくサービスの提供停止によって発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。

第5章 利用料金等

第26条（利用料金等）

本サービスの利用料金の種類は次の通りとし、それぞれの金額及び条件は別途定めます。

利用料金の種類	内容
初期費用	本サービスの利用開始にあたって支払う一時金
月額利用料	本サービスの月額利用料として1ヶ月間を単位とする利用料金
その他の費用	初期費用、月額利用料のほか、個別見積りによって定める費用

第27条（月額利用料の計算方法）

- 1 本サービスの月額利用料は、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位とし、毎月末日締めで計算します。ただし、特約がある場合は、その特約に従います。
- 2 利用開始日が月の2日以降の場合、翌月1日から月額利用料の計算を開始します。
- 3 契約の解約または解除が発生した場合（最低利用期間内の解約・解除を除く）、当該月の利用料は、契約の終了日を含む月の分として、1ヶ月分の料金を請求します。
- 4 契約者が申し込みにより、サービスの種類、品目、数量の変更を行った場合（最低利用期間内の変更を除く）、変更後の月額利用料は、当該月の変更日以降について日割計算を行わず、1ヶ月単位の料金として請求します。

第28条（利用料金等の支払方法）

- 1 契約者は、本サービスの利用料金等の支払いにあたって、請求日時点で有効な消費税および地方消費税の税率に基づき計算された税額を、利用料金等に加算して支払うものとします。
- 2 契約者は、当社が発行する請求書に基づき、当月分の利用料金を翌月末日までに、当社指定の金融機関口座へ振り込む方法で支払うものとします。ただし、当社が指定する収納代行会社に支払う場合は、契約者と当該会社間の取り決めに基づいた期日までに支払うものとします。
- 3 利用料金等の種類に応じて異なる支払期日や支払方法を定めた場合は、それに従います。
- 4 振込手数料やその他支払にかかる費用は、契約者の負担とします。
- 5 金融機関や収納代行会社との間で紛争が発生した場合、その解決は当事者間で行うものとし、当社は関与しません。

第29条（提供停止の場合の利用料金等の支払義務）

- 1 第25条（提供停止）に基づき、契約者の責に帰すべき事由により本サービスの提供が停止された場合でも、サービスが提供されたものとみなして料金を算出します。既に支払われた料金等について、当社は払い戻しの義務を負いません。
- 2 契約成立後、契約者の責に帰すべき事由により、本サービスの利用を開始する前に契約が終了した場合、当社が受領した初期費用および一時金（以下、「初期費用等」）は返還いたしません。
- 3 前項に基づき、契約者が未払いの初期費用等を有する場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちに全額を支払うものとします。
- 4 上記の場合、契約者は、利用開始予定月の月額利用料の2分の1に相当する違約金を支払うものとします。

第30条（遅延損害金）

契約者が利用料金その他の債務について支払いを遅延した場合、支払い遅延金利率として年14.5%または法令上の制限金利のいずれか低い方が適用されます。

第31条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第6章 損害賠償

第32条（責任の制限）

- 1 当社の故意または重大な過失によるサービス停止の場合、契約者に発生した直接かつ通常の損害について、月額利用料を上限に賠償します。
- 2 当社が負う損害賠償の上限額は、該当する本サービスの月額利用料までとし、以下に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
 - (3) 当社が予見できたか否かを問わず、特別な事情により生じた損害。
 - (4) 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

第33条（免責・非保証）

- 1 当社は、本利用規約で明示されている場合を除き、サービスの提供に関していかなる保証も行いません。
- 2 契約者がサービスの利用によって発生した直接または間接の損害について、当社は第32条（責任の制限）を除き、一切の責任を負いません。
- 3 契約者が本サービスの利用において発生させた第三者との紛争については、契約者の責任と費用負担で解決するものとし、当社は関与せず、一切の責任を負いません。
- 4 当社は、次の場合、当社が管理する設備やデータの伝送を停止または消去することができます。
 - (1) 設備保守や工事が必要な場合。

- (2) 禁止行為に該当するデータが蓄積されている場合。
 - (3) 通信に妨害を与えるおそれがあるデータが蓄積されている場合。
 - (4) データにコンピュータウイルスが含まれていると当社が判断した場合。ただし、当社はその削除が完全なセキュリティを保証するものではありません。
- 5 当社がデータの伝送停止または消去を行う場合、事前に契約者に通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
 - 6 当社は、データの伝送停止や消去によって生じた損害について、当社の故意または重大な過失がない限り責任を負いません。
 - 7 サーバや通信設備の不具合によるデータの滅失、毀損、漏洩等について、当社は責任を負いません。
 - 8 第6条（本サービスの変更・終了）、第24条（サービスの一時停止）、第25条（提供停止）により発生した損害について、当社は一切の責任を負いません。
 - 9 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害など不可抗力により本サービスが提供できない場合、当社は責任を負いません。ここでいうサイバーテロとは、ネットワークを通じた重要なシステムへの侵入や破壊を指します。

第7章 雑則

第34条（第三者利用の制限・再販の禁止）

- 1 契約者は、本サービスを自ら利用するものとし、第三者への再販を行うことはできません。
- 2 契約者が、第三者に本サービスの一部または全部を利用させる場合は、自己の責任で利用させるものとし、その利用に関して当社を免責しなければなりません。
- 3 前項において、契約者は、第三者に対し第3章に定める契約者の義務を遵守させなければならず、第三者が当該義務に違反した場合、契約者自身が違反したものとみなします。この場合、当社はサービスの提供停止等の措置を取ることができます。
- 4 契約者が第三者に利用させた場合、その第三者の行為についても契約者が全責任を負うものとします。

第35条（外部委託）

- 1 当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を、外部委託先事業者に委託することがあります。外部委託先事業者の名称などの詳細は、契約者に対し別途開示します。
- 2 外部委託先が本サービスの提供において当社の指示に従わない場合、当社はその責任を負いません。
- 3 外部委託先事業者の行為により契約者に損害が発生した場合、当社は第32条（損害賠償）第3項を準用します。ただし、当社が責任を負う範囲は、前項の定めに従うものとします。

第36条（機密保持）

- 1 当社および契約者は、相手方の承諾なく、本利用契約に関して知り得た相手方の業務上または技術上の機密情報を第三者に開示、提供、または漏洩せず、本契約の目的以外に使用しないものとします。
- 2 機密情報を開示する際には、当事者は「機密」である旨の表示を行います。ただし、以下の情報は機密情報に含まれません。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責任によらずに公知となったもの。
 - (2) 開示時点で受領者が既に保有しているもの。
 - (3) 正当な権利を有する第三者から入手したもの。
 - (4) 開示された情報によらず、独自に開発したもの。
- 3 当社および契約者が、本サービスの提供または利用のために第三者に機密情報を開示する場合、第三者との間で機密保持契約を締結し、当社および契約者の機密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。ただし、当該第三者が行政機関や弁護士等であり、法令により秘密保持義務を負う場合は、事前の承諾に基づき例外とします。
- 4 機密情報を受領した当事者は、以下の管理を行います。
 - (1) 機密情報を業務上必要とする自己の役員および従業員のみを開示し、機密保持義務の遵守を徹底させます。
 - (2) 機密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。
- 5 機密情報を受領した当事者は、以下のいずれかに該当する場合、書類や記録媒体の返却または廃棄を行います。

- (1) 機密情報の開示者から返却または廃棄の請求があったとき。
 - (2) 機密情報の開示目的が達成されたとき。
 - (3) 開示目的が達成されないことが明らかになったとき。
- 6 当社は、契約者情報の統計資料を作成し、契約者を特定・識別できないよう加工したものを、業務遂行のために利用し、公開または提携先に提供することがあります。
 - 7 本条の機密保持義務は、利用契約終了後も5年間有効とします。

第37条（個人情報の保護）

- 1 当社は、契約者（法人の場合、その役員および従業員を含む）の個人情報を、以下の場合に収集・保存することがあります。
 - (1) 利用契約の申込時や契約変更時に収集される情報。
- 2 当社は、第35条（外部委託）に基づき、必要な範囲で外部委託先に個人情報を提供することがあります。
- 3 当社は、個人情報を契約者以外の者に開示・提供せず、本サービスの提供に必要な範囲を超えて使用しません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合。
 - (4) 国の機関または地方公共団体の事務に協力する必要があるため、本人の同意を得ることで支障を及ぼす恐れがある場合。
 - (5) 第35条（外部委託）に基づき、外部委託先に個人情報を提供する場合。
- 4 契約者が個人情報の提供を拒否した場合、当社は利用契約の申込みを承諾できない場合があります。
- 5 当社は、利用契約終了後または保存期間の経過後、個人情報を消去します。ただし、法令に基づき保存が必要な場合はこの限りではありません。

第38条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社および契約者は、自らおよび関係者が反社会的勢力に関与していないことを保証し、これに違反しないものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力である、またはこれらであったこと。
 - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力である、またはであったこと。
 - (3) 親会社、子会社、または契約の履行のために外部委託する第三者が、上記のいずれかに該当すること。
- 2 当社および契約者は、相手方が以下のいずれかに該当する行為を行った場合、事前の催告なしに契約の全部または一部を即時解除できるものとします。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をする、暴力を用いる、または相手方の名誉・信用を毀損する行為。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
 - (3) 相手方に対して法的責任を超えた不当な要求をする行為。
 - (4) 第三者を利用して上記の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員が反社会的勢力への資金提供等を行い、その活動を助長する行為。
 - (6) 親会社、子会社、または外部委託先が、上記のいずれかに該当する行為を行うこと。
- 3 当社および契約者は、第1項および第2項に反する事実が判明した場合、速やかに相手方に通知し、必要な措置の実施に協力します。
- 4 第1項および第2項に基づき契約が解除された当事者は、契約解除を理由に損害賠償を請求することはできません。ただし、解除した相手方は、当該事実に基づく契約解除により生じた損害の賠償を請求することを妨げません。

第39条（合意管轄）

本契約および利用契約に関連して生じた一切の紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40 条（準拠法）

本契約および利用契約の解釈、適用、履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

第41 条（協議）

本利用規約に定めのない事項については、法令の定めによるほか、契約者と当社が協議のうえ解決するものとします。

(別紙 1) AirPoi サービス提供条件

1 基本仕様・利用条件

<提供する機能>

項目	内容
Wi-Fi通信	IEEE802.11axに対応したWi-Fi
モバイル端末同時接続	1台のAPで複数のモバイル端末を同時に利用可能(AipPoi Sは40台程度、AipPoi Mは60台程度までの接続を推奨)
トラブルサポート	Wi-Fi接続不可等のトラブル時に、契約者からの問診で得られる情報等を利用し、不具合箇所を特定の上、対処。(当社営業日の営業時間内) AP故障時は、迅速に交換用のAPを宅配。

<LAN給電オプションに提供する機能>

項目	内容
LAN給電	LANケーブルを介して、APに対して電源を給電
トラブルサポート	契約者からの問診で得られる情報等を利用し、不具合箇所を特定の上、対処。(当社営業日の営業時間内) LAN給電装置故障時は、迅速に交換用のAPを宅配。

2 サービス種類・品目及び利用料金

サービス種類・品目は下記の通りとなります。

サービス名	サービスに含まれるもの	備考
AirPoi S	メーカー推奨接続台数 40台までの法人AP	WAPM-AX4R
AirPoi M	メーカー推奨接続台数 60台までの法人AP	WAPM-AX8R
【オプション】		
PoEインジェクター	at & af 準拠モデル PoEインジェクター	BIJ-POE-1P2GH
PoEスイッチ	PoE+対応スイッチ	BS-GS2008P

利用料金の内容は下記の表の通りとなります

区分	内容
初期料金	利用契約締結の際に支払う一時金
月額料金	利用開始日以降毎月支払う料金
作業料金	利用開始日以降作業発生時に支払う一時金

利用料金は下記の通りとなります。

サービス名	初期料金	月額料金	備 考
AirPoi S	10,000 円	2,800 円	
AirPoi M	10,000 円	4,800 円	
【オプション】			
PoEインジェクター	3,000 円	600 円	
PoEスイッチ	10,000 円	1,700 円	

3 ハードウェア提供条件

AirPoi サービス等で提供されるハードウェア装置の利用条件は下記の通りとなります。

- (1) 設置場所の変更等
 1. 当社が提供しているハードウェア機器（以下、「対象機器」といいます）を契約者が「対象機器」の設置場所を変更する場合、事前に当社の承諾を得るものとします。
 2. 「対象機器」の搬入、搬出または設置場所の変更にもとづく移動は当社または当社の指定する者が実施し、契約者はこれらに要する費用を当社に支払います。
- (2) 「対象機器」の使用保管管理
 1. 契約者は、「対象機器」を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する費用は契約者の負担とします。
 2. 契約者は、当社の書面による承諾を得ないで次の行為はできません。
 - ① 「対象機器」の譲渡、転貸、改造をすること。
 - ② 「対象機器」を「サービス開始通知書」に記載の設置場所以外に移動すること。
 - ③ 「対象機器」に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。
 - ④ 「対象機器」について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
 3. 「対象機器」の占有中、「対象機器」自体または「対象機器」の設置・保管・使用を原因として、第三者に与えた損害については、契約者がこれを賠償するものとし、当社は何らの責任を負いません。
- (3) 契約者の了解事項・責任等
 1. 契約者は、次の事項に同意します。
 - ① 「本サービス」の品質および商品利用状況に関する連絡および調査の依頼を当社が契約者に行うこと
 - ② 保守、管理目的で「対象機器」の画面を当社が閲覧すること、およびログを採取すること。
 - ③ 「本サービス」の提供品質を維持することを目的とし、当社の都合で「対象機器」を交換すること。
- (4) 免責
 1. 「対象機器」および「対象機器」にインストールされた専用ソフトウェアの不具合、およびリモート接続による「本サービス」に起因して生じた契約者の損害について、当社は一切の責を負わないものとします。
 2. 契約開始後の「対象機器」のマルウェア感染について、当社は一切の責を負わないものとします。
- (5) 解約加算金
 1. 「サービス開始通知書」に記載された契約期間中に本契約が解約された場合、契約者は、契約残期間に応じた解約加算金を当社に支払います。
 2. 加算金は、以下に基づいて算出します。
 - ① 未経過期間の月額利用料の合計
 - ② 「対象機器」の新品購入代価の相当金額
 3. 高所・特殊な場所に設置された AP の返却が困難な場合は、第 9 条に基づき、当社と協議の上、追加の加算金を設定し、契約者はこれを支払うものとします。
- (6) 契約終了時の措置
 1. 本契約が終了した場合、契約者はただちに「対象機器」を当社に返還します。
- (7) 担保責任
 1. 契約者が当社に対して「対象機器」の引渡しを受けた後 2 日以内に「対象機器」の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、「対象機器」は正常な性能を備えた状態で契約者に引き渡されたものとします。
- (8) 「対象機器」のデータ
 1. 「対象機器」に記録したデータが残存している場合、契約者は自らの責任においてそのデータを消去した後、返還するものとする。残存したデータの漏洩等に起因して、契約者および第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとする。
 2. 当社は、返還された「対象機器」に記録したデータが残存している場合、当社または当社の指定する業者にて、初期化もしくは完全消去作業を実施します。
- (9) 「対象機器」修理
 1. 「本サービス」契約期間中、契約者の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、「対象機器」が正常に作動しない場合、当社は「対象機器」を修理します。
 2. 前項の「対象機器」の修理に過大な費用または時間を要する場合、当社は、「本サービス」契約を解除することができません。
- (10) 「対象機器」の使用保管管理義務違反
 1. 契約者が自己の責による事由に基づき、「対象機器」を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）、毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）、または汚損した場合は、契約者は当社に対して代替の「対象機器」（新品）の購入代価相当金額、または「対象機器」の修理代を支払います。当社にその他の損害があるときは契約者はこれを賠償します。この場合、契約者は「対象機器」の使用の可否にかかわらず、「本サービス」契約の終了月までは、「本サービス」契約料金の支払義務は免れません。
- (11) 「対象機器」の返還
 1. 契約者は、当社に対して「本サービス」契約期間終了日の翌日に「対象機器」を当社の指定する場所に返還します。ただし、「本サービス」契約の解約、解除がなされた場合は、契約者は即日、「対象機器」を当社の指定する場所に返還します。
 2. 契約者の責に帰すべき事由により「対象機器」を滅失または紛失して「対象機器」を返還期限に当社に返還できないとき、あるいは毀損または汚損した「対象機器」を返還したときは、契約者は当社に対して、「対象機器」についての損害賠償として「対象機器」（新品）の購入代価相当金額を支払います。

4 ユーザーサポート

(サポート窓口と受付時間)

連絡方法	受付時間	連絡先
メール	24 時間365 日	cloud-sup@technol.co.jp

- ※ お問い合わせは24 時間 365 日、メールにより受け付けます。
但し、対応・回答につきましては当社営業日の営業時間内（8:30 から17:30）に実施します。